令和７年（フ）第１３２号
栃木県鹿沼市上野町110番地１
破産者　土田　翔太
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３１号
栃木県さくら市蒲須坂381番地　県営蒲須坂住宅２号棟51号室
破産者　齋藤　宏美（旧姓室井）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市緑５丁目11番５号　フォレスタ105
破産者　菊田　大志
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７２号
栃木県鹿沼市口粟野3247番地
破産者　福田　和紘
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８０号
栃木県鹿沼市千渡2319番地14
破産者　Ｂｌｏｓｓｏｍ＆ｃｏｍｐａｎｙこと　浅野　大介
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８号
静岡県掛川市大渕11729番地の２
破産者　有限会社ティアンドエイチ建築事務所
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第７２０号
大阪府守口市金田町１丁目20番６号
破産者　合同会社サークライズ
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３３０号
福岡市早良区脇山二丁目３番17―１号
破産者　博多港ロジック株式会社
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１２１号
山口県下関市宮田町１丁目15番６号
破産者　株式会社松村山陽堂
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第２３７１号
福岡市東区多の津二丁目４番５号マインズビル３Ｆ
破産者　株式会社ニータス
１　決定年月日　令和８年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１号
栃木県鹿沼市上野町110番地１
破産者　株式会社オールメンテナンスサービス
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３７号
静岡県掛川市上西郷1508番地の２
破産者　有限会社松井技研
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第５４号
山口県周南市大字湯野867番地の８
破産者　株式会社セイエイ
１　決定年月日　令和８年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第４１号
岩手県久慈市天神堂第37地割166番地１　吉冨荘２号室、開始決定時の住所岩手県久慈市旭町第７地割97番地８　ヴィラササキ　Ａ号
破産者　沢里　美穂
１　決定年月日　令和８年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和７年（フ）第５１９号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目24番地　レインボーM203号
破産者　垣沼　佑一
１　決定年月日　令和８年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２７０号
福岡市早良区室見４丁目５番14―202号　プルミエ室見
破産者　坂本さやか
１　決定年月日　令和８年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３３号
仙台市太白区南大野田14番地の３　クリエートハイツ南大野田303
破産者　田中　友惟（旧姓矢野）
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６２５号
広島県東広島市西条中央６丁目31番３―502号ヴィラクレールＴＡＫＡＭＡＴＳＵ
破産者　曽我　吉正
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７号
広島市佐伯区五日市町大字下河内甲37番地２
破産者　影本　陽一
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部